

# お知らせ版

大子町役場総務課 平成21年3月5日発行 第48号  
http://www.town.daigo.ibaraki.jp/

大子町役場 (代)72 - 1111 環境センター 72 - 3042  
水道課 (代)72 - 2221 衛生センター 72 - 3076  
消防本部 (代)72 - 0119 健康増進課 72 - 6611  
地域包括支援センター 72 - 1175  
学校教育課 79 - 0170  
生涯学習課 72 - 1148・1149

## 浄化槽整備事業の受付を始めます

「大子町浄化槽整備事業」は、町が事業主体となり設置から維持管理までを行う事業です。個人設置や従来の補助事業に比べ、設置時の個人負担が大きく軽減されます。

平成21年度に設置を希望される方は、次により申し込んでください。

浄化槽区分	加入分担金
5人槽	77,000円
7人槽	97,000円
10人槽	117,000円

※ 浄化槽本体設置工事は、町が行います。

既設単独浄化槽を撤去する場合、工事費用は町が負担します。(限度額90,000円)

その他の配管工事や宅内工事等は、自己負担となります。

◆申込み 4月6日(月)から生活環境課で受け付けます。

午前8時30分～午後5時30分  
(土・日曜日、祝日を除く。)

◆持参するもの 印鑑、家の間取りがわかるもの

◆その他 申請書は、生活環境課にあります。

(生活環境課 ☎72-1193)

## 国保の保険証が新しくなります

現在使っている保険証は、3月31日で有効期限が切れますので、4月1日以降は使用できません。

新しい保険証は、今月末に各世帯に郵送します。

また、70歳以上75歳未満で1割負担の方に交付している高齢受給者証については、1割負担が1年間延長されたので、新しい受給者証を保険証と一緒に郵送します。

保険証が小さいため紛失される方が多いので、紛失しないよう大切に使いましょう。

## 大子広域公園からのお知らせ

芝養生のため多目的運動広場の使用ができなくなりますので、御協力をお願いします。

**期 間** 3月1日(日)～5月31日(日)

◆問合せ 大子広域公園管理事務所  
☎72-5824  
建設課 建設グループ

(建設課 ☎72-2611)

## 印鑑登録証明書の交付請求には、必ず「印鑑登録証」の持参を！

印鑑登録証明書の交付請求をする場合には、必ず「印鑑登録証」を持参し、町民課の窓口にて提示してください。印鑑登録証を持参しないと、登録している印鑑を持参しても交付を受けられませんので、注意してください。

なお、本人及び代理の方が交付請求するときの手続き等は次のとおりです。

①本人が窓口に取りに来るとき

◆持参するもの 印鑑登録証(本人のもの)

◆手続き 役場町民課の窓口にある「印鑑登録証明書交付申請書」に登録番号(印鑑登録証の番号)、住所、氏名、性別、生年月日等を記入して申請してください。

②代理の方が取りに来るとき

代理人に印鑑登録証明書の交付を依頼するときは、印鑑登録証を代理人に持参させてください。

委任状は必要ありませんが、代理の方が「印鑑登録証明書交付申請書」に登録番号、依頼した方の住所、氏名、性別、生年月日等を記入していただきますので、それらの事柄について記入できるようにしておいてください。

町民課 ☎72-1112

## 3月の納付のお知らせ

★ごみ処理手数料 4期分

納期限は、3月31日(火)です。

年度末になりましたので、未納の税金等がありましたら納付願います。

(税務課 ☎72-1116)

## 就学援助のお知らせ

町では、町内に住所を有し、公立の小中学校に在学する児童生徒の保護者で、経済的な理由により教育費の負担が困難な場合、学用品費、給食費、医療費等の一部を援助する制度を設けています。

### ◆援助の対象者

- (1) 生活保護を受けている世帯
- (2) (1)に準ずる程度に困窮していて、援助が必要と認められる世帯

### ◆申請方法

学校教育課及び各小中学校に「就学援助認定申請書」がありますので、必要書類を添えて学校教育課に申請してください。学校を経由することもできます。

◆申請期間 4月1日(水)～10日(金)

※ 生活状況等の変化による年度途中の申請も受け付けますが、申請日以降の認定になります。

学校教育課 ☎79-0170

## 児童巡回相談

18歳未満のお子さんに関する様々な相談を受け付けています。予約制になっていますので、事前にお問い合わせください。

- ◆日時 4月3日(金) 午前10時～午後3時
- ◆場所 保健センター
- ◆内容 しつけ・ことば・適性・養育・精神や身体・非行や性格などの相談
- ◆相談員 福祉相談センター児童福祉司ほか
- ◆問合せ 福祉課 社会福祉グループ

福祉課 ☎72-1117

## 図書館「プチ・ソフィア」の御案内

- ◆無料で本・雑誌の貸出しを行っています。
- ◆一人5冊まで2週間利用できます。
- ◆3月のおはなし会は、28日(土)午前11時から行います。
- ◆新しく入った本  
「利休にたずねよ」山本兼一、「知られざる直江兼続」由良弥生、「宿屋めぐり」町田康、「永平の風」大谷哲夫、「奇跡のリンゴ」石川拓治、「読書は1冊のノートにまとめなさい」奥野宣之 ほか

※ 休館日は、毎週月曜日と木曜日です。

プチ・ソフィア ☎72-6123

## 茨城県手話通訳者 養成講座及び入講試験

### 《養成講座》

- ◆期間 平成21年5月～平成23年2月  
毎月3～4回(土曜日)計60回  
午後1時30分～4時
- ◆場所 茨城県総合福祉会館(水戸市千波町)
- ◆対象者 手話通訳者養成講座入講試験合格者
- ◆定員 20名
- ◆受講料 13,000円/年  
(別途テキスト購入費用がかかります。)

### 《入講試験》

- ◆日時 4月18日(土) 午前10時
- ◆場所 県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」
- ◆受験料 無料
- ◆内容 読み取り、手話表現、個人面接
- ◆受験資格  
・手話で日常会話ができる方  
・県登録手話通訳者をめざす意思のある方  
・2年間通える方
- ◆申込期限 4月4日(土) 必着
- ◆申込方法

往復はがきに会場名「やすらぎ」のほか、住所、氏名、TEL/FAX、年齢、職業、手話学習歴を記入して申し込んでください。

### 《申込み及び問合せ》

〒310-0844 水戸市住吉町349-1  
茨城県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」  
手話通訳者養成講座係

☎029-248-0029

FAX029-247-1369

## 大子町TT非常勤講師及び特別支援教育支援員を募集します

	大子町TT非常勤講師	特別支援教育支援員
募集人数	6名(小学校に配置)	10名程度(小・中学校に配置)
雇用期間	4月1日～平成22年3月31日	
勤務内容	ティームティーチング(複数の教員による学習指導)による教科指導 ほか	原則として、町内小・中学校の通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対する学校教育全般の支援等
報酬等	1時間勤務につき1,750円支給 (勤務時間は、週30時間以内) 交通費(通勤費)は町規程により支給	1時間勤務につき1,000円支給 (勤務時間は、週4日、24時間以内) 交通費(通勤費)は町規程により支給
応募資格	次のいずれにも該当する方 ・教育職員免許法に基づく小学校教員の免許状を有する方(臨時免許状を除く。) ・教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている方 ・地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方	次のいずれにも該当する方 ・教育職員免許法に基づく小・中学校教員の免許状を有する方(臨時免許状を除く。)又は免許状を有していない方で支援員の職務内容を理解し積極的に取り組む意欲のある方 ・地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方
応募方法及び申込期限	次の書類(各1部)を3月16日(月)までに学校教育課に必ず本人が持参し提出すること。 ①大子町TT非常勤講師(特別支援教育支援員)志願書、②身体検査書、③教員免許状の写し、④誓書	
選考及び結果通知	選考は、提出書類及び面接により行い、面接試験は志願書等提出時に行います。 選考結果については、本人に通知します。	
その他	応募書類は、学校教育課にあります。 申込期限後、募集人数に満たない場合は、随時受け付けますので学校教育課に問い合わせください。	

学校教育課 ☎79-0170

### 恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の皆様へ

平成19年4月から行ってきた『特別慰労品』贈呈の受付が、3月31日で終了します。まだ請求されていない恩給欠格者・戦後強制抑留者・引揚者(終戦の日まで引き続き1年以上外地で生活して戦後引き揚げてきた家族全員が対象)の方は、お早めに請求してください。請求書等は、福祉課にあります。

なお、遺族の方からの請求はできませんので御注意ください。

◆問合せ 〒162-8672  
東京都新宿区若松町19-1  
独立行政法人平和祈念事業特別基金  
☎ 0120-234-933  
(9:15～17:15 土・日曜日、祝日を除く。)  
URL <http://www.heiwa.go.jp>

福祉課 ☎72-1117

### 国税専門官募集のお知らせ

- ◆試験日 6月14日(日)
- ◆受験資格 昭和55年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた方
- ◆試験の程度 大学卒業程度
- ◆受付期間 4月1日(水)～14日(火)
- ◆申込書請求先  
太田税務署総務課  
☎0294-72-2171  
関東信越国税局人事第二課  
☎048-600-3111 内線2097  
人事院関東事務局  
☎048-740-2006～8
- ◆問合せ 太田税務署総務課  
☎0294-72-2171

税務課 ☎72-1116

## 看護師等修学資金の貸与制度について

町では、町内における看護職不足の解消を図るため、修学後、町内で看護職等の業務に従事しようとする方に資金を貸与する制度があります。

- ◆対象者 保健師、助産師、看護師、准看護師の資格取得のために学校又は養成所に在学中の方
- ◆貸与額 月額3万円
- ◆定員 毎年度3名程度

健康増進課 ☎72-6611

## 平成21年度の国民年金保険料は、 14,660円になります

国民年金保険料は、平成29年度まで段階的に引き上げられ、最終的に月額16,900円になる予定です。これは、年金を支える力と給付のバランスを取るためのものです。皆様の御理解をお願いします。

なお、今年4月から基礎年金国庫負担割合が3分の1から2分の1に引き上げられます。

## 国民年金保険料の 納め忘れはありませんか

国民年金の納め忘れがあると、将来受け取る年金額が減額されます。

- ◆6か月保険料の納め忘れがあると

⇒ **年額 約1万円** 生涯、年金が減額されます。

- ◆1年間保険料の納め忘れがあると

⇒ **年額 約2万円** 生涯、年金が減額されます。

もう一度、納め忘れがないか、納付書を確認してください。

国民年金保険料は、納付期間を過ぎても2年間はそのぼって納めることができます。納付書を紛失して納められない場合は、再発行の手続きをしてください。

- ◆問合せ 水戸北社会保険事務所  
☎029-231-2381  
町民課 国保年金室  
☎72-1112 (内線119)

町民課 ☎72-1112

## 犬のふんは飼い主が持ち帰りましょう

最近、犬のふんについての苦情が多く寄せられています。道路や公園、時には個人の庭先が、ふんの放置によって汚されることがあり、皆さんが大変困っています。

散歩の時は袋を持ってふんを回収するなど、飼い主はマナーを守って飼いましょう。

(生活環境課 ☎72-1193)

## 大子ふれあい牧場に 牛を預けてみませんか

4月1日から平成21年度の「乳用育成牛」、「繁殖牛」等の預託事業を始めますので、畜産農家の方は御利用ください。放牧の効果として、粗飼料不足の解消や受胎率の向上等をはじめ、なにより脚腰の強い健胃な育成牛となり、畜産農家の飼養管理時間を省力化するという利点もあります。

なお、平成20年度においては、預託頭数92頭と好評でした。畜産農家の皆さんの申し込みをお待ちしています。

- 乳用育成牛は、おおむね生後8か月以上が対象です。

- 預託料金は、1日1頭当たり360円です。

- ◆問合せ 農林課 農林グループ

※ 入牧条件等がありますので、詳しくは農林グループにお問い合わせください。預託申請書は、役場農林課、茨城北酪農業協同組合大子事業所及び大子畜産農業協同組合にあります。

農林課 ☎72-1128

## 後期高齢者医療制度加入の皆様へ 保険料の納め忘れはありませんか

後期高齢者医療制度は、皆様から納めていただく保険料によって成り立っています。

特別な理由もなく保険料を滞納した場合は、通常の保険証の代わりに、有効期間の短い保険証（短期被保険者証）が交付されたりしますので、御注意ください。

なお、納付書を紛失された方は、再発行もできますので町民課に連絡してください。

運動で元気長寿・食事改善でメタボ予防  
『楽しいアクアビクス』参加者募集（筑波大学との連携事業）

- 楽しいアクアビクス（ストレッチ、水中ウォーキング、筋トレ）と食生活の見直しで、健康づくりに挑戦しませんか。
- ◆対象者 おおむね50歳以上の太り気味の方、血圧が高めの方、メタボ予備軍と言われている方、興味のある方（主治医に運動を禁止されていない方は参加可能です。）
  - ◆日時 5月7日（木）～6月25日（木）の毎週木曜日 午後1時30分～3時30分
  - ◆場所 フォレスパ大子（会議室、温水プール） ※ 送迎はありません。
  - ◆内容 健康チェック、食生活の話、アクアビクス（ストレッチ、水中ウォーキング、筋トレ） など
  - ◆参加費 全8回で1,000円
  - ◆募集人数 40名（先着順）
  - ◆申込み 4月10日（金）までに健康増進課に申し込んでください。



「楽しいエクササイズ」の参加者を募集します

毎日の生活の中に運動を取り入れ、肥満の予防・改善を図り、健康増進に役立てていただく教室です。健康運動指導士による具体的な運動指導が受けられ、栄養士による栄養の話や簡単な試食もありますので、日々の生活習慣を見直すことができます。

◆日程及び内容

期 日	食事について学ぼう	楽しくからだを動かそう
4月14日（火）	食事を見直そう！（食事チェック など）	ストレッチ、チューブを使った体操 など
4月28日（火）	バランスのよい食事って？	〃
5月12日（火）	食べ方のポイント	〃
5月19日（火）	BMIを知ろう！	〃
6月 9日（火）	塩分を控えよう！①（味覚チェック など）	〃
6月23日（火）	塩分を控えよう！②（だし醤油の作り方 など）	〃

- ◆時間 午後1時30分～3時30分
- ◆場所 保健センター
- ◆対象者 74歳以下の方で、運動に不適切な疾患のない方
- ◆参加費 無 料
- ◆申込み 各日程の1週間前までに健康増進課に申し込んでください。

麻しん風しん（MR混合）の予防接種はお済みですか

予防接種の法律が変わり、接種の対象者が追加されました。対象となるお子さんで未接種の方は、次の医療機関で接種を済ませてください。

- ◆対象者 平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの方  
平成2年4月2日～平成3年4月1日生まれの方
- ◆費用 無 料（3月末までに済ませた場合）
- ◆医療機関 保内郷メディカルクリニック、久保田病院、慈泉堂病院、岩佐医院、吉成医院

※ 医療機関に予約のうえ、個別に接種してください。  
なお、予診票が届いていない方又は紛失してしまった方は、健康増進課に連絡してください。



健康増進課 ☎72-6611

## 町営住宅の入居収入基準の変更

公営住宅法施行令が改正されましたので、平成21年4月1日から入居申し込みできる方の入居収入基準（公営住宅への入居申し込み可能な収入の上限）が次のとおり変わります。

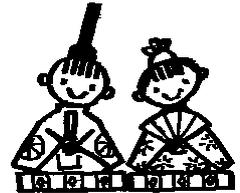
世帯区分	現 行	改正後（平成21年4月1日から）
一般世帯	政令月収20万円以下	政令月収15万8千円以下
裁量世帯	〃 26万8千円以下	〃 21万4千円以下

※ 政令月収：政令の規定に基づき、年間粗収入から、給与所得控除（高齢者世帯は公的年金等控除）、配偶者控除、扶養親族控除等を行ったうえで月収換算することにより算定したもの。

※ 裁量世帯：次の1から4までのいずれかに該当する世帯。

- 1 申込者、又は同居予定者に、次のaからcまでに該当する方が一人でもいる場合
  - a 身体障害者手帳の交付を受けている方（障害程度1級～4級）
  - b 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（障害程度が1級又は2級であること）
  - c 療育手帳の交付を受けている方（障害程度がbと同程度であること）
- 2 申込者が単身で50歳以上の方
- 3 申込者が50歳以上で、かつ、同居予定者のいずれもが50歳以上、又は18歳未満である場合
- 4 申込者、又は同居予定者に、次のaからdまでに該当する方がいる場合
  - a 戦傷病者手帳の交付を受けている方
  - b 厚生労働大臣の交付を受けている原子爆弾被爆者
  - c 海外からの引揚者
  - d ハンセン病療養所等入所者

※ 町営住宅入居者の募集は、退出者があった時に随時公募し、町のお知らせ版等で周知します。



建設課 ☎72-2611

## 町営墓地使用者募集

### ◆募集墓地

墓 地 名	所 在 地	区 画	使用面積	使用料
奉行平霊園	大子1470番地5	102号	9㎡	400,000円
奉行平第二霊園	大子1227番地1	30号	6㎡	400,000円
北田気霊園	北田気978番地1	103号	9㎡	400,000円
町付墓地	町付2346番地	68号	10㎡	25,000円
町付墓地	町付2346番地	82号	10㎡	25,000円

### ◆使用資格

大子町に住所を有する方

町税等を滞納していない方で、墓地に困っている方

◆応募期限 3月31日（火）ただし、土・日曜日、祝日を除く。

◆受付場所 生活環境課（申込書は生活環境課にあります。）

◆使用開始日 平成21年度の使用料を納入後

※ 重複の申し込みがあった場合には、抽選により使用者を決定します。



生活環境課 ☎72-1193